



二枚橋地内十字路交差点の交通規制（一時停止）を切り替えます

下二枚橋公園南西の十字路交差点の交通規制（一時停止）について、交通の変化から花巻警察署と協議し、以下のとおり変更します。

■交差点の位置

右図のとおり

■変更内容

- 現在…南北側が一時停止
- 変更後…東西側が一時停止（南北側の一時停止は廃止）

■切り替え日

3月1日(予定)

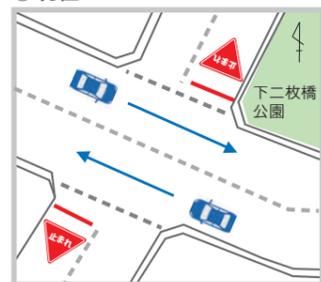
■問い合わせ

- 花巻警察署交通課(☎23-0110)
- 新館道路課(☎41-3561)

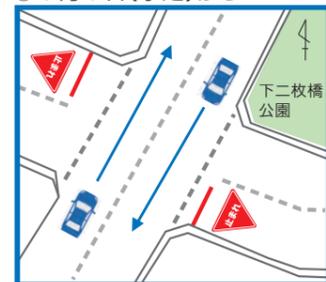
●交差点の位置図



●現在



●3月1日(予定)から



農業振興地域整備計画の見直しに伴う「農振除外」の申し出を受け付けます

【問い合わせ・提出】農政課(〒025-0052 野田335-2 ☎23-1400)

市では、令和5年度に「農業振興地域整備計画」の見直しを行います。見直しに伴う農用地区域からの除外(農振除外)について、以下の期間で受け付けます。

※令和5年度の農振除外の受け付けは今回のみですので、注意してください

■受付期間

2月1日(水)～3月31日(金)[土・日曜日、祝日を除く。午前9時～午後5時]

※提出書類については、事前に農政課までご相談いただいた上で、実際に除外が見込まれる場合に個別にご案内します

■農用地区域からの除外(農振除外)とは

農業振興地域内において、市は農用地などとして利用すべき土地の区域を「農用地区域」に設定しています。農用地区域内の土地は、優良な農地の保全のため、農業関連以外の目的での利

用が制限されています。

農用地区域内の土地を、住宅建築や駐車場整備などの農業関連以外の目的に利用したい場合、その土地を農用地区域から除外する手続きが必要となります。

この「農用地区域からの除外」のことを一般的に「農振除外」と呼んでいます。

■留意事項

農振除外の要件に「土地改良事業等の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過した土地であること」があります。そのため、各土地改良区の土地改良事業[農業用排水路(ダム等)整備事業を含む]の実施状況に応じて、土地によっては長期間農振除外が不可能となる場合があります。

土地改良事業の実施状況については、農振除外を検討している土地を所管する各土地改良区にお問い合わせください。

アイコンの説明: お知らせ、学び、催し、保健、募集



インフルエンザ予防接種の定期接種期間・費用助成期間を延長しています

市では、毎年10月から12月までの期間、インフルエンザ予防接種の高齢者定期接種および子ども(中学生まで)と妊婦のインフルエンザ予防接種の費用助成を実施しています。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、インフルエンザの予防接種を期限内に受けられないなどの状況に対応するため、令和4年12月31日までとしていた定期接種期間および費用助成期間を次のとおり延長しています。

■対象 次のいずれかに該当する人

- 高齢者インフルエンザ予防接種予診票が届いており、令和4年12月31日までに接種を完了できなかった人
- 令和4年12月9日までに予防接種費用助成を申請した子ども(中学生まで)および妊婦のうち、12月31日までに接種を完了できなかった人

■延長後の接種期限 1月31日(火)

*市外の医療機関で接種する場合の期間も同様に延長します。接種時の自己負担や助成方法は、高齢者・子ども・妊婦でそれぞれ取り扱いが異なります。詳しくはお手元の通知をご覧ください



【問い合わせ】

健康づくり課(〒025-0055 南万丁目970-5 ☎41-3608)、各総合支所健康づくり窓口(大迫☎41-3128、石鳥谷☎41-3448、東和☎41-6518)



戦没者などのご遺族の皆さんへ 第十一回特別弔慰金の請求期限は3月31日までです

戦没者などのご遺族に対する特別弔慰金の請求は、3月31日までとなっています。請求期限を過ぎると第十一回特別弔慰金を受け取ることができなくなりますので、お早めにご請求ください。

■支給対象者

令和2年4月1日(基準日)において「恩給法による公的扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受け取る人がいない場合に、次の順番により先順位の遺族1人に支給されます。

- ①令和2年4月1日までに「戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金」の受給権を取得した人
 - ②戦没者などの子
 - ③戦没者などの(1)父母(2)孫(3)祖父母(4)兄弟姉妹
- ※戦没者などの死亡当時における生計関係の有無などにより、順番が入れ替わります
- ④上記①～③以外の戦没者などの三親等以内の親族(甥、姪など)

※戦没者などの死亡時まで1年以上の生計関係の

あった人に限ります。なお、特別弔慰金の受給権を有する遺族が令和2年4月1日(基準日)以降に亡くなり、まだ特別弔慰金の請求をしていなかった場合は、相続人代表者が特別弔慰金を請求することができます。詳しくは下記へお問い合わせください

■請求期限 3月31日(金)まで

■支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債

■提出書類

過去に特別弔慰金を請求したことがあるかどうかなどの状況により提出書類が異なります。詳しくは下記へお問い合わせください。

【問い合わせ・請求】

▷新館地域福祉課(☎41-3572)
▷各総合支所健康福祉係(大迫☎41-3127、石鳥谷☎41-3447、東和☎41-6517)